

盛土行為についての違反事実を公表します

要 旨

本市は、この度、「沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、命令を受けた事業主が、期限までに命令に従わなかったため、4件の違反事実を公表します。

- ・条例の許可を得て盛土を行った事業主が、許可の内容に適合しない盛土を行ったため、1件の事業主に対して、改善措置を命じました。
- ・条例の許可を得ないで盛土を行った3件の事業主に対して、盛土行為の中止と原状回復等を命じました。

概 要

箇所 ① (改善措置を命じたが、従わなかった事業主)

■事業主 事業を施行する権利を有する者

- ・有限会社リサイクル東海 代表取締役 勝俣スエ子 (沼津市青野 10 番地)
事業に係る土地の所有者
- ・森修身 (沼津市石川 743 番地)

■事 実 事業主は、条例による許可の内容に適合しない盛土を行いました。市は、事業主に改善措置を命じましたが、未だ改善していません。

■盛土箇所 沼津市一本松字ミサコ塚 856 番3外
(国道1号一本松西交差点北西方向)
詳細は、添付資料を参照

■現地の状況 盛土は、条例の技術基準に適合せず、大雨により土砂が崩落し、隣接する工場のフェンスを破損させました。また、土砂を運搬するダンプトラックの通行の影響により、農道、農業用水路を破損させました。

■経 緯 事業主は、令和3年7月下旬から盛土を開始し、許可の内容に適合しない盛土行為を行いました。また、令和4年8月には、大雨により土砂の一部が崩落し、隣接する工場のフェンスを破損させました。市は事業主に対して、改善措置を命じましたが、未だに現地は是正していません。

箇所 ②(盛土行為の中止と原状回復等を命じたが、従わなかった事業主)

■事業主 事業を施行する権利を有する者

・加藤圭三(三島市長伏 298 番地の3)

事業に係る土地の所有者

・加藤健太郎(三島市梅名 97 番地の3 エステート K-101)

■事 実 事業主は、条例の許可を受けずに盛土を行いました。市は、事業主に対し、事業の中止を命じ、加えて、原状回復等を命じました。盛土行為は中止しましたが、未だ原状回復はしていません。

■盛土箇所 沼津市足高字尾上 252 番 68 外(東部免許センターの北東方向)
詳細は、添付資料を参照

■現地の状況 盛土は、条例の技術基準に適合せず、また、隣接地へ土砂の一部が流出したほか、樹木の無断伐採等を行うなど、隣接する土地所有者へ損害を与えています。

■経 緯 事業主は、令和4年4月頃から盛土を開始し、土砂の一部が隣接地に流出、ゴミの投棄、隣接地樹木の無断伐採があり、隣接する土地所有者へ損害を与えています。市は事業主に対して、原状回復を命じましたが、現地は是正していません。

箇所 ③(盛土行為の中止と原状回復等を命じたが、従わなかった事業主)

■事業主 事業を施行する権利を有する者

・青木康彦(沼津市西沢田 806 番地の1 青木アパート2A-1)

事業に係る土地の所有者

・岩崎健一(沼津市東椎路 322 番地の8)

■事 実 事業主は、条例の許可を受けずに盛土を行いました。市は、事業主に対し、事業の中止を命じ、加えて、原状回復等を命じました。盛土行為は中止しましたが、未だ原状回復はしていません。

■盛土箇所 沼津市宮本字元野 85 番 19 外(愛鷹パーキングエリアの北方向)
詳細は、添付資料を参照

■現地の状況 盛土は、条例の技術基準に適合せず、また、隣接地へ土砂の一部が流出するなど、隣接する土地所有者へ損害を与えています。

■経 緯 事業主は、令和4年4月頃から盛土を開始し、土砂の一部が隣接地に流出するなど隣接する土地所有者へ損害を与えています。本市は事業主に対して、原状回復を命じましたが、現地は是正していません。

箇所 ④（盛土行為の中止と原状回復等を命じたが、従わなかった事業主）

- 事業主 事業を施行する権利を有する者
青木康彦（沼津市西沢田 806 番地の1 青木アパート2A-1）
- 事実 事業主は、条例の許可を受けずに盛土を行いました。市は、事業主に対し、事業の中止を命じ、加えて、原状回復等を命じました。盛土行為は中止しましたが、未だ原状回復はしていません。
- 盛土箇所 沼津市宮本字元野 21 番 7 外（愛鷹パーキングエリアの南東方向）
詳細は、添付資料を参照
- 現地の状況 盛土は、条例の技術基準に適合せず、また、道路や隣接地への土砂の流出が懸念されています。
- 経緯 事業主は、平成 29 年頃から盛土を開始し、この土砂が道路や隣接地へ流出することが懸念されています。本市は事業主に対して、原状回復を命じましたが、現地は是正していません。

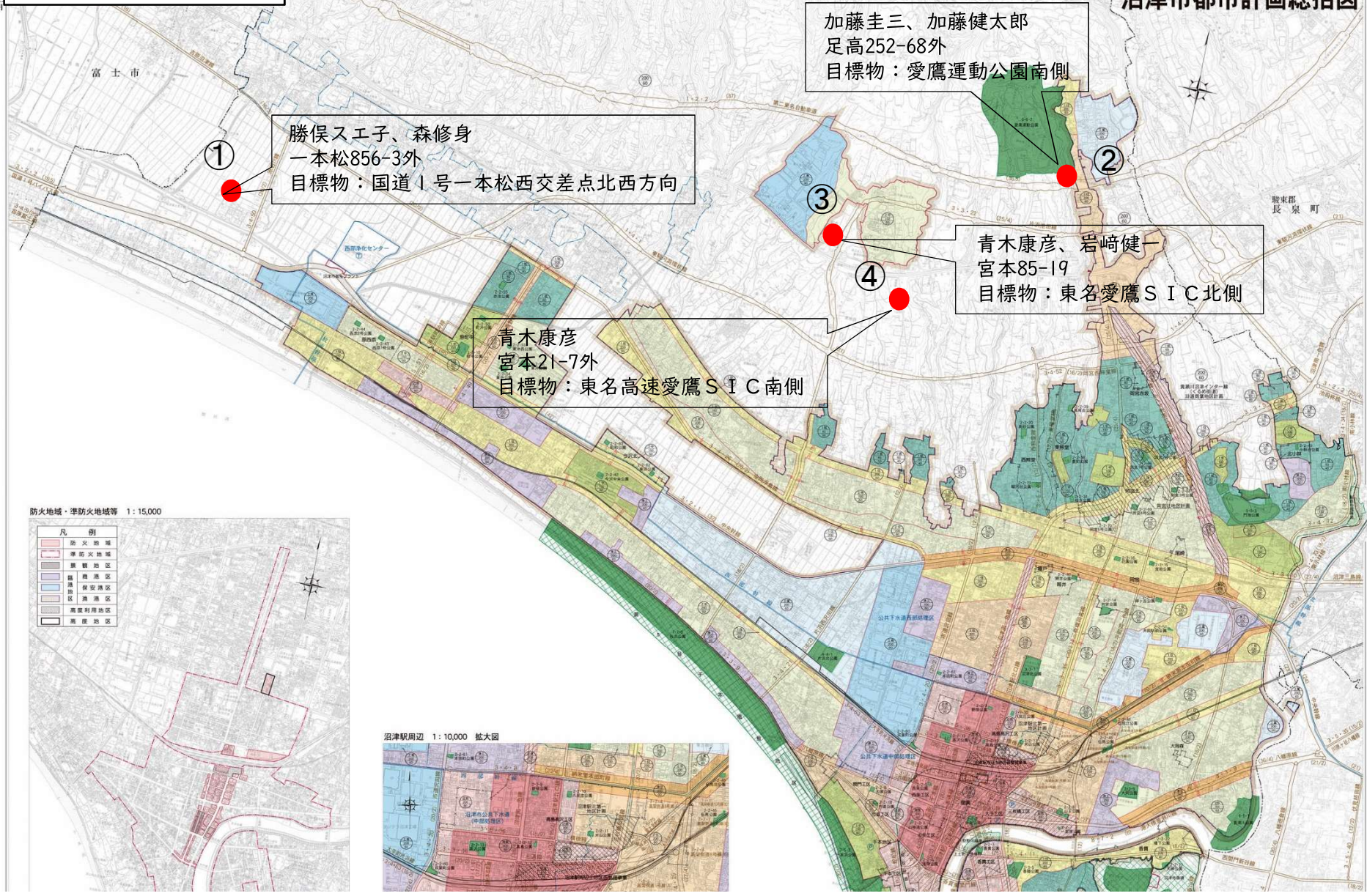
お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課
直通：055-934-4761

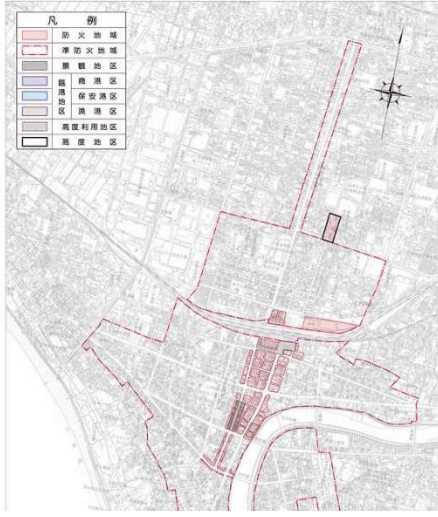


きらり沼津。次の100年へ

違反事実の公表

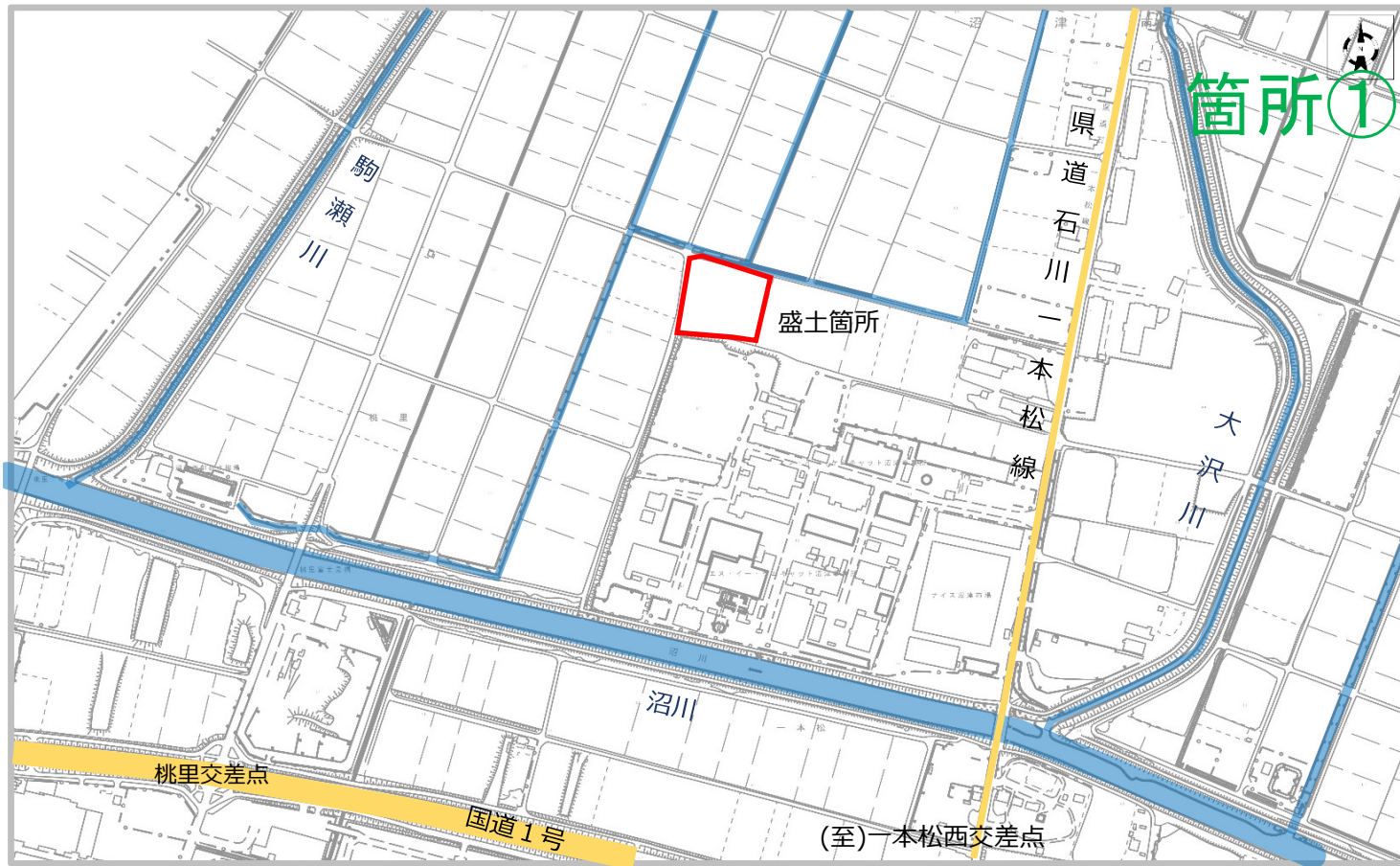


防火地域・準防火地域等 1:15,000



沼津駅周辺 1:10,000 拡大図





盛土の範囲



盛土の状況



隣接する工場のフェンスを破損



北側の農業用水路を破損





